

本論文は、現代インドネシアを代表するポピュラー音楽であり、マレーシアでも人気のあるダンドウットの成立と発展の歴史を、19世紀末以降のムラユ音楽の歴史的展開の流れの中に位置づけことによって、ダンドウットの通史を描くことを目指したものである。

論文は8章から構成されている。まず第1章では、序論として、本論文の課題設定と研究史の整理がなされている。ここでは、ダンドウットの起源については、ムラユ音楽起源説（北スマトラのムラユ音楽を重視するムラユ・デリ説とマレー半島のムラユ音楽を重視する説がある）とインド映画音楽起源説があることを指摘しつつ、これが「ムラユ」という概念の意味が歴史的に変化していったことと関連する問題であるとし、ムラユ音楽における「ムラユ」の意味の変化を、各時代の政治的社会的文脈の中に位置づけつつ、ムラユ音楽とダンドウットの連続性を明らかにすることを、本論文の課題として設定している。

第2章「近代演劇の成立とムラユ音楽」では、マレー世界の近代演劇の黎明期である19世紀末から20世紀初めにかけて成立した、インドネシアのコメディ・スタンブル、英領マラヤのバンサワンといったムラユ大衆演劇団を取り上げ、その演奏音楽として、前者においては西洋音楽とクロンチョン音楽の融合が、後者においてはインド音楽、ムラユ音楽、西洋音楽の融合が見られ、コメディ・スタンブルとバンサワンの国境を越えた交流があったこと、こうした文化融合の中でムラユ音楽が、インドネシア、特にジャワに浸透していったことが指摘されている。

第3章「ラジオの時代」では、ラジオの普及がインドネシアの大衆文化のあり方を大きく変えた1930年代、40年代を取り上げ、当時のインドネシアのラジオからは、クロンチョン音楽、ムラユ音楽、中国音楽、アラブ音楽、インドネシアの地方音楽だけでなく、ハワイ音楽、ルンバ、エジプト音楽など、きわめて多様な音楽が流れる、コスモポリタンの音楽文化が存在した時代であったことが指摘され、その中でムラユ音楽はクロンチョン音楽に次ぐ全国的人気を集めていたこと、1930年代のムラユ音楽がもっぱら英領マラヤで活躍するバンサワンの俳優の歌であり、ムラユ音楽とは英領マラヤの音楽とほぼ同義だったのに対して、1940年代にはムラユ音楽を演奏する楽団がインドネシアでも多数結成され、ムラユ音楽とガンプス音楽の融合であるハルモニウム音楽も生まれ、ムラユ音楽がイメージする地理空間はインドネシアを含む広がりをもつようになったと指摘されている。

第4章「オルケス・ムラユ（ムラユ楽団）の時代」では、1950年代から60年代前半の映画が大きな意味をもった時代が取り上げられ、シンガポールで制作されたマラヤ映画がインドネシアでも大流行し、この映画の挿入歌の演奏スタイルを模倣するオルケス・ムラユと呼ばれる楽団が次々に結成されたこと、この挿入歌がムラユ音楽と認識されていたが、その内容は、アラブ音楽、インド音楽、西洋音楽、ラテン音楽などの影響を受けた雑種性

の強いムラユ音楽で、オルケス・ムラユの「ムラユ」は、マレーシア発のこうしたムラユ音楽を主にイメージさせるものだったこと、オルケス・ムラユは50年代末のサイド・エフェンディの活躍で、マレーシアのムラユ音楽に影響を与えるまでに発展したこと、しかし50年代末以降、スカルノ大統領による「指導される民主主義」体制のもとで、文化に対する規制が強まり、西洋文化排斥と民族音楽振興政策で、ムラユ音楽の雑種性や柔軟性が消え、伝統性が強調されるようになり、「ムラユ」のイメージもインドネシアの一部である北スマトラの一地方に封じ込められるようになってしまったこと、こうした中でオルケス・ムラユの一部にはインド大衆映画音楽を取り入れる動向が生まれたことが指摘されている。

第5章「ムラユ・モデルンからダンドゥットへ」では、スハルトの「新秩序」体制が成立する1960年代後半から70年代、80年代前半のことが取り上げられ、スカルノ時代の政治的圧力から解放されたオルケス・ムラユが、インド大衆映画音楽の影響を強く受けたムラユ音楽＝ムラユ・モデルンの演奏を通じて人気を獲得していったこと、1970年代前半に、このようなインド映画音楽の要素を大胆に取り入れた音楽をムラユ音楽とは呼べないと考えた人々がダンドゥットという新しい呼称を提唱するようになったこと、50年代のように「ムラユ」がマレー世界全体に広がる開放的なイメージであれば、こうした新呼称の必要性はなかったと思われ、ここには、「ムラユ」という言葉がもっぱらインドネシアの一地方文化と認識されるようになった、「ムラユ」観の変化が反映されていること、ラジオ、カセット、映画という大衆メディアに支えられて人気を拡大したダンドゥットは、1970年代末、ロマ・イラマとエルフィ・スカエシという二人のスーパー・スターを擁し、ロック音楽との融合の試みなどもあいまって、フェスティバル、娯楽場、ディスコ、ナイトクラブなどに広がっていったこと、このインドネシアでのダンドゥットの人気はマレーシアにも拡大したこと、その背景には、文化政策において「ムラユ」文化がもっぱら伝統的で排他的なものとして強調されていたマレーシアでは、ムラユ音楽とインド映画音楽の融合は生まれにくかったこと、そのような音楽が「ムラユ音楽」ではなくダンドゥットと呼ばれたために、マレーシアでも受容可能になったという事情があったことが指摘されている。

第6章「主役に踊り出たダンドゥット」では、1980年代後半から1995年に至る時期のことが取り上げられており、ダンドゥットは当初、大衆的な人気にもかかわらず「田舎者の音楽」と見なされ、低い存在とされていたが、このような状況が1980年代後半以降大きく変化したこと、それは経済成長の結果ある程度の富を手に入れた大衆が、ダンドゥットの強力な消費者として登場したこと、「商品」価値の高いダンドゥットにテレビ業界やカセット業界が群がり、それまで周縁的な扱いを受けてきたダンドゥットが、インドネシア音楽文化の最前線に躍り出るようになったこと、テレビへの登場にあたっては、女性歌手の体の線を強調したダンスパフォーマンス（ゴヤン）に対してエリート層からの批判があったが、ダンドゥット業界団体のPAMMI（インドネシア・ムラユ音楽協会）は、こうしたパフォーマンスの基本的あり方を維持しながら、政府高官の支持を取り付けることで、「上から」イメージアップをはかる戦略をとったこと、ロマ・イマラの東京コンサートや海外発

のダンドウツの大ヒットなども、こうした地位向上戦略を助けたことが指摘されている。

第7章「独立 50 周年記念行事とダンドウツ・フェスティバル」では、1995 年の独立 50 周年記念行事の一環として開催されたダンドウツ・フェスティバルを取り上げ、これが PAMMI から見れば、ダンドウツのイメージアップ戦略の総仕上げともいうべきものであり、ムルディオノ国家官房長官を巻き込んだのが大きな成果だったこと、政府の側にとっても、インドネシアの国民音楽になったダンドウツを、無視することによって生ずるリスクよりは、公認することによって生ずるリスクははるかに少なかったこと、フェスティバルの成功は、長い時代を経て発展したダンドウツが、インドネシアでしっかり根をはり、国民文化の一形態となったのを示していること、一方でダンドウツは、マレーシアにも浸透しており、音楽ジャンルの一つとしての地位を確立していること、ダンドウツは、ムラユ世界の共通文化であるムラユ音楽がインドネシアで独自に発展した音楽形態であり、それがマレーシアでの独自の発展を見せていることは、19 世紀末以降インドネシアとマレーシアの間で繰り返されてきた相互影響の延長上にあることが指摘されている。

第8章「おわりに」は、本論文での議論が要約されている。

以上のような本論文の意義は、次の二点に要約できる。まず第一に、本論文は、本格的な学術研究が国際的に見てもきわめて少ない、インドネシアのダンドウツの成立と発展の歴史を、可能なかぎりの一次資料を丹念に収集し分析した労作であり、ダンドウツ成立に関して基本的研究文献とされてきたフレデリックの論文（1982 年）の論点を丁寧に検証した上で、その問題点を説得的に提示しており、今後のダンドウツ研究、特にその成立史に関しては、現時点で最も信頼すべき研究になっている。

第二に、本論文は、ダンドウツの通史を描くために、ムラユ音楽と称される場合の「ムラユ」概念の変化に注目し、現在のインドネシアに限定されずに、マレーシアを含む、広い「マレー世界」の中でのムラユ音楽の変遷をたどっているが、この点が、本論文の議論にきわめて独創的な筋をとおすことになっており、インドネシアとマレーシアのナショナルリズムと国民文化の発展を考える上でも、大きな広がりをもつ問題提起となっている。

審査においては、①「模倣から創造へ」というタイトルは、本論文の趣旨を十分には反映していないのではないか、②「ムラユ」概念の整理が不十分で、特に「ムラユ・デリ」という言葉の意味や、ダンドウツという言葉が使用されるようになった時点でこれと併用される「ムラユ音楽」概念の意味が掘り下げられておらず、そのためにダンドウツという呼称にかわることになった過程の分析がなお十分には説得的でないのではないか、③関係者へのインタビューという一次資料の意味が十分に示されていないのではないか、④先行研究や他の方法論に対する批判で、言葉が過ぎている点があるのではないか、などの問題点も存在することが指摘された。しかし、審査委員会は、こうした点は、本論文の意義を否定するようなものではなく、今後の研究の進展と、論文の公刊の過程で克服されるべき課題であると考えた。したがって、本審査委員会は全員的一致で本論文は博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。